

## 同意行為目録(保佐・補助用)

本人以外の方が申し立てた場合は、署名欄を本人に記載してもらってください。なお、本人申立ての場合は、署名は不要です。必要な項目に  (チェック) してください。

同意行為とは、内容について保佐人・補助人の同意を得てから本人と保佐人・補助人が一緒に手続をするものです。もし、本人が単独で手続をした場合は、保佐人・補助人が内容を確認して、問題がなければ追認し、本人の不利益になるものについては、あとから取り消すことができます。

ただし、保佐も補助も日用品の購入その他日常生活に関する行為は除かれます。

**なお、保佐の場合、下記の【補助申立用】に記載されている第1号から第9号の範囲については、自動的に保佐人に同意権・取消権が付与されるので、この目録と同意権付与の申立ては不要です(それ以外の同意権が必要な場合のみ下記の【保佐申立用】に記載して提出してください)。**

### 【補助申立用】 **【注意】補助では、下記第1号から第9号のすべての項目を同意対象することはできません。**

元本を領収し、又は利用すること(第1号)

「元本の領収」： 利息・家賃・地代等の法定果実を生む財産を受領すること

「元本の利用」： 法定果実の取得を目的とする行為をすること

例) 預貯金の払戻し、弁済の受領、金銭の利息付き貸付

借財又は保証をすること(第2号)

「借財」： 消費貸借契約により金銭を借り受けること(これに準ずる債務負担行為を含む)

「保証」： 一定の債務が不履行の場合に、その債務を主たる債務者に代わって履行すること(これに準ずる担保責任を負担する行為を含む)

例) 借金をすること または借金の保証人になること

不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること(第3号)

不動産その他の重要な財産上の権利に係る行為全般。不動産の売買・抵当権設定、賃貸借契約・使用貸借の締結及び解除など。また、雇用契約(労働契約)、委任契約、寄託契約、介護契約、施設入所契約及び保険契約

例) 本人所有の不動産の売却、本人所有の土地・建物について抵当権を設定すること

訪問販売に

その他

訴訟行為

贈与、和解

相続の承

贈与の申

こと(第7号)

新築、改築、増築又は大修繕をすること(第8号)

民法第602条に定める期間を超える賃貸借をすること(第9号)

補助人に同意権を求める行為にチェックしてください。

(注意)

補助人に同意権を与える必要性があるか審理して、必要な範囲で認められます。申立てできる範囲は(第1号)から(第9号)の一部に限られます。

担付遺贈を承認する

この欄には何も記載しないでください。

### 【保佐申立用】

上記以外で、保佐人の同意を得ることを要する行為について具体的に記載してください。

補助開始の申立てと同時に申立てる場合は、『私に関し、補助開始の審判をすることに同意します。』にもチェックをしてください。

私に関し、補助開始の審判をすること  
私に関し、同意行為目録記載の行為に  
することに同意いたします。

ここにチェックしてください。

本人以外の方が申立てる場合は、本人の署名・押印が必要になります。

裁判所花子

印